

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報				平成	28	年度
事業番号	231		事業名	ごみ処理費		
担当課	町民課		担当係	衛生係		
総合計画に最も関連ある施策	施策	4	環境共生のまちづくり		連絡先	0858-76-0205
	施策体系	1	自然環境・景観の保全と活用		事業区分	<input type="checkbox"/> 新規
	主な事業	ごみの減量化、分別収集		<input checked="" type="checkbox"/> 継続		
予算区分	款	4	衛生費		事業実施主体	<input type="checkbox"/> 八頭町
	項	2	清掃費			<input checked="" type="checkbox"/> その他
	目	1	ごみ処理費		計画期間	開始
	事業	231	ごみ処理費			終了

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載 八頭町民					
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載 一般家庭から排出される廃棄物を収集・運搬及び適正に処理をすることにより快適な生活環境をつくる。					
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載 廃棄物の収集・運搬は事業者にて委託する。可燃ごみは鳥取市の焼却場に処理を委託し、不燃ごみは東部広域行政管理組合に処理を委託。また、町指定ごみ袋、収集カレンダーを作成する。					
事業の手段	どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載 廃棄物の収集運搬を事業者にて委託、可燃ごみは、鳥取市の神谷清掃工場で焼却 不燃ごみは、東部広域行政管理組合で処理、生ごみ収集は事業者にて委託。					
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載 ごみのない快適な生活環境の保全を図る。					
根拠法令等	1	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし			法令等名→	廃棄物処理法

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし					
	A	日	収集述べ日数					
	B	t	可燃ごみ排出量					
	C	t	不燃ごみ排出量					
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし					
	A	t	可燃ごみ排出量					
	B	t	不燃ごみ排出量					
	C							
D								

4 コスト

区分		単位	25年度	26年度	27年度		28年度		29年度
			実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
活動指標	A	日	677	680	680	680	678	680	680
	B	t	2,941	2,950	2,930	2,872	2,916	2,874	2,903
	C	t	635	607	618	618	611	595	604
	D								
成果指標	A	t	2,941	2,950	2,930	2,872	2,916	2,874	2,903
	B	t	635	607	618	618	611	595	604
	C								
	D								
トータルコスト		千円	198,381	199,814	211,445	223,990	227,527	216,695	227,527
担当職員数		人	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
職員人件費		千円	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
事業費		千円	194,381	195,814	207,445	219,990	223,527	212,695	223,527
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円							
	県支出金(交付金・補助金)	千円							
	地方債(借入金)	千円							
	事業収入(使用料・参加費等)	千円	18,778	17,103	18,168	17,248	18,168	17,368	18,168
一般財源(単町費)		千円	175,603	178,711	189,277	202,742	205,359	195,327	205,359

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)

平成 28 年度

実施活動内容・成果(到達点)	実施活動内容(具体的に)
	<p>廃棄物の収集・運搬・処理を適切に行った。また、各集落の環境美化推進員を対象に環境美化推進委員会を開催し、各家庭から排出される廃棄物から再利用できるものを分別するよう推進し、可燃ごみでは、生ごみを分別するように啓発を行った。</p>
	<p>成果(具体的に)</p> <p>ごみの排出量及び収集委託料等の目標を概ね達成することができた。</p>

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	町民が生活していくうえで廃棄物は必ず発生するものであり、廃棄物の収集・運搬及び処理の必要性は高い。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	20	20	①町が行わないといけない	一般廃棄物の収集・運搬および処理は、市町村が執り行う義務があるため、町が行う妥当性は高い。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無いか)	13	20	①効率的である	排出される廃棄物の中には再利用が可能なものが含まれており、十分な分別が必要である。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	13	20	①緊急性が高い	家庭からの廃棄物は毎日発生するため、定期的な収集運搬、処理が必要である。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	13	20	①成果が上がっている	収集カレンダーの予定に沿って廃棄物の収集運搬を行ったが、排出される廃棄物の中には再利用が可能なものが含まれており、しっかりとした分別を行う必要がある。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
2	1、拡充する	80点以上	79	各家庭から発生した廃棄物の収集運搬と処理を実施しており、快適な住民生活の安定に寄与している。しかし、再利用可能な廃棄物も含まれており、各家庭に対する分別への協力依頼・周知が必要である。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点	評価点による判定	
	4、見直しの上縮小する	40～49点	2	
	5、終期設定し終了	30～39点		
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
2	1、拡充する	<p>快適な生活環境の確保と地域環境の保全を図るため、各家庭から排出される廃棄物の適正な処理を着実に行う必要がある。廃棄物の処理は、収集運搬から焼却、埋立、分別等に至るまでの事業過程において莫大な費用が掛かるため、廃棄物の減量化を進めるなど効率的な事業運営を行う必要がある。現在の日本においては、年々環境保全に関する意識が高まっている状況にあり、買い物における「エコバッグ」の使用も今では当たり前ものとなっている。今後も減量化のための取組の促進を図るため、生ごみの液肥化事業や生ごみ処理器の導入、資源回収の実施等施策・制度について、町民へのさらなる周知・啓発活動を進められたい。また、ごみの分別についても、循環型社会の実現と廃棄物処理の効率化を図るため、パンフレットや公報等を活用した積極的な周知・協力依頼の取組を推進していただきたい。</p>
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

7 課題及び今後の方向性

課題	<p>事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所</p> <p>廃棄物を分別することによってリサイクル推進やごみ削減につながり、焼却や埋立処理の削減につながっていることをしっかりと啓発することが必要である。</p>
今後の方向性	<p>上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか</p> <p>啓発活動により、再利用できる廃棄物の分別をさらに推進していく。また、鳥取県が取り組む4つのRの啓発をに本町も歩調を合わせて実施していく。</p>